

沖縄県エコファーマーマーク使用規程

沖縄県農林水産部

(目的)

第1条 この規程は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行なう導入計画を沖縄県知事に提出し認定を受けた農業者（以下、「エコファーマー」という。）が、別紙1記載の商標登録第4782968号「エコファーマーマーク」（以下、「マーク」という。）を使用するにあたり、その適正な使用のために必要な事項を定めるとともに、もって別紙1記載のマークの権利者である各府県が相互に協力することで適正な管理に努めることを目的とする。

(使用の届出)

第2条 マークの使用を希望するエコファーマーは、所轄の農業改良普及センターまたは農林水産振興センター農業改良普及課（以下、「普及センター」という）を経由して知事に届出書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 第1項の届出は、団体の構成員が全てエコファーマーである場合には、当該団体名で届出することができる。
- 3 届出者は、第1項の届出内容に変更が生じた場合には、変更した内容について遅滞なく、所轄の普及センターを経由して知事に報告しなければならない。

(使用の態様)

第3条 前条によりマークの使用を届け出した者は、マークをシール、包装容器・包装箱、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができる。

- 2 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙1のとおりとし、改変することはできない。ただし、包装容器等のデザイン上やむを得ない場合にはマークの色についてのみ、単色に変更することができる。
- 3 第1項のうち、シール、包装容器、包装箱、ポスター、チラシについては、導入計画に基づき生産された農産物にのみ使用することができる。
- 4 前項の場合、使用細則の使用例に定めるように、マーク近傍に下記の表記（フォントはゴシック体による）をしなければならない。また、別紙2に定めるエコファーマーに関する説明文の記載に努めなければならない。

(1) エコファーマー

(2) 沖縄県

(3) 認定番号第〇〇号、又は団体名

(4) 氏名(※任意)

(5) 「環境にやさしい農業をはじめました」「環境にやさしい農業を行なっています。」

「エコファーマー eco farmer」のいずれかの文字

5 その他の使用に係る事項は、別途使用の細則を定める。

(マークの使用期間)

第4条 マークの使用期間は、導入計画の認定を受けている期間の範囲内とする。

(マークの使用料)

第5条 マークの使用料は、無償とする。

(使用状況の報告)

第6条 第2条によりマークを使用した者は、エコファーマーの認定期間終了後、遅滞なく、マークの使用状況を報告するものとする。

2 マークの使用状況の報告にあたっては、沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定要領第6条に基づく報告(様式第8号:実績報告)をするものとする。

(県の指導)

第7条 沖縄県知事は、マークが適切に使用されるようマークの使用者に対して指導を行なうものとする。

2 沖縄県知事は、前項の指導のため、マークの使用者に対して必要な報告を求め、現地調査を行なうことができる。

(使用の禁止)

第8条 沖縄県知事は、マークの使用者に対して、次の事項に該当した場合には、マークの使用を禁止させることができる。

(1) 本規程に定める事項に違反し、不適切なマークの使用・表示が認められる場合

(2) 第6条に基づく使用状況報告書が提出されない場合

(3) その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められる場合。

附則

本規程は、平成23年10月6日から施行する。(暫定版)

附則

本規程は、平成24年1月11日から施行する。(確定版)

附則

本規定は、平成26年5月8日から施行する。

(別紙1)

【登録番号】 第4782968号

【登録日】 平成16年7月2日

【登録に係る商標】



【権利者】

沖縄県、茨城県、神奈川県、富山県、福井県、長野県、静岡県、京都府、
鳥取県、島根県、香川県

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 2 9 乳製品, 食肉, 卵, 冷凍野菜, 冷凍果実, 加工野菜及び加工果実, 油揚げ, 凍り豆腐, こんにゃく, 豆乳, 豆腐, 納豆, なめ物, 豆
- 3 0 茶, みそ, 穀物の加工品, 米, 脱穀済のえん麦, 脱穀済の大麦, 食用粉類
- 3 1 野菜, 糖料作物, 果実, あわ, きび, ごま, そば, とうもろこし, ひえ, 麦, 粳米, もろこし, 種子類, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽
- 3 5 農業経営・その他の経営の診断又はこれらの経営に関する助言・指導, 農業経営・その他の経営に関する情報の提供, 農業関連商品の販売に関する情報の提供, 農業経営の実態調査
- 4 1 農業の教授, 農村文化の知識の教授, 土壌改良技術の教授, 農業体験行事(田植・稲刈り・野菜の植付け・収穫等)の企画・運営又は開催, 農業・農作物の製造に関する資料の展示
- 4 2 土壌・土質その他の地質の調査, 農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究, 農業・畜産又は水産の試験・検査又は研究に関する情報の提供
- 4 4 有害動物の防除(農業・園芸又は林業に関するものに限る。), 害虫の駆除(農業・園芸又は林業に関するものに限る。), 病虫害対策の指導・助言(農業・園芸又は林業に関するものに限る。)

(別紙2)

エコファーマーマークに関する説明文

エコファーマーとは、沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、沖縄県知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。(ただし、スペースの関係で掲載する場合には、説明文を掲載したホームページの URL や問合せ先の電話番号を記載してもよい。)

(様式第1号)

沖縄県エコファーマーマーク使用届出書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

認定番号第 号

氏名 : 印

(団体にあつては団体名と代表者名)

住所 :

沖縄県エコファーマーマーク使用規程に基づき、次のとおりマークの使用を届け出ます。

記

認定品目名	
出荷予定期間	
予定出荷量 (精米、荒茶、黒糖等、通常、加工されて流通している農産物加工食品にシールを記載する場合には(以下、「農産物加工食品」)、個装の数量も記載すること。)	
備考 (名刺、ワッペン等を作成する場合はその旨を記載) (農産物加工食品にシールを貼る場合には、その流通形態を記載し、包装容器にシールを貼った状態の写真を送付すること。)	

(添付資料) ※構成員全員がエコファーマーの認定を受けた団体届出の場合

1. 団体の構成員の氏名、住所、認定番号及び認定品目名の一覧
2. 規約の写し

沖縄県エコファーマーマーク使用細則

沖縄県農林水産部

1. 使用規程第3条について

- (1) マークは導入計画に基づき生産された農産物に使用でき、農産物加工食品には使用できません。ただし、精米、荒茶等は、通常そのような形態で流通しているため、マークを使用することができる。
- (2) マークはスーパー等で販売するときに、PRのために使用することができるが、消費者等に、店舗にあるすべての農産物がエコファーマーにより栽培されている、農産物の品質が保証されている等の誤解を与えないよう十分に注意した使用とする。
- (3) マークは視認性を損なう大きさ、色や柄の上、煩雑な文章や要素の近くで使用することはできない。
- (4) 第3条4項の近傍とは、容易に見つけることができる場所であり、マークのすぐ横である必要はない。例えば、容器包装等の関係でやむを得ない場合は、包装箱の一面にマークを表示し、となりの面に説明をおくことなども可能である。
- (5) 第3条4項(3)の認定番号については、第2条第3項の規定により団体が申請した場合に限り、認定番号に代えて、団体名を記載することができるものとする。ただし、消費者が当該団体の内容を知るために、インターネットホームページのURLや問合せ先の電話番号を記載させなければならない。

附則

本規程は、平成23年10月6日から施行する。(暫定版)

附則

本規程は、平成24年1月11日から施行する。(確定版)

2. 使用例

■ 使用例

環境にやさしい農業を行っています



エコファーマー*
沖縄県
認定番号第〇〇号
氏名（任意）

環境にやさしい農業をはじめました



エコファーマー*
沖縄県
認定番号第〇〇号
氏名（任意）

エコファーマー eco farmer



エコファーマー*
沖縄県
認定番号第〇〇号
氏名（任意）

*エコファーマーとは、沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、沖縄県知事の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

◎団体名を使用する場合

■ 使用例

環境にやさしい農業を行っています



エコファーマー
沖縄県
△△部会
URL : WWW.abcd.html

環境にやさしい農業をはじめました



エコファーマー
沖縄県
□□グループ
TEL 012-345-678□

エコファーマー eco farmer



エコファーマー
沖縄県
●●●営農組合
URL : WWW.efgh.html

3. 使用禁止例

■ 使用禁止例



縦横比を変更しない



規定以外の色を使用しない
(デザインの関係等でやむを得ない場合は変更可※3)



書体を変更しない



イラストなどで表示しない



視認性を損なう画像や塗りの上で使用しない



識別できないほど小さく使用しない



周辺に煩雑な文章等を表示しない
(説明及び必要認定番号等を除く)



周辺に煩雑な要素を表示しない
(説明及び必要認定番号等を除く)

※3 容器包装等デザインの関係でやむを得ない場合は、色についてのみに単色に変更して使用することができます。

4. 表示色規程

■ 表示色規程

カラー再現

	プロセスカラー(4C)	特色
BLUE	C100 M30	DIC 181
GREEN	C90 Y100	DIC 2558
BLACK	K100	DIC 2368



モノクロ再現

BLACK	K100
--------------	------

